

助成資格を得るまでの手引き

江戸川区では、一定の条件を満たした、ボランティア団体への支援を行います。
支援策として、以下の条件を満たす場合、区が「飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用の一部助成」を行います。

- (1) ボランティア団体は組織の規約を有していること。
- (2) ボランティア団体の構成員は、3人以上（3世帯以上の場合に限る。）であって、その地域の住民を含むこと。
- (3) 事業の目的を理解し、趣旨に沿った活動を計画していること。
- (4) 町会・自治会がボランティア団体の活動に合意をしていること。
- (5) 飼い主のいない猫の管理を行う場所（給餌場所）の土地管理者から、その猫の管理方法について合意を得ていること。
- (6) ボランティア団体は、対象となる猫を把握・管理していること。

以上の条件を満たして、手術費用助成を受ける資格を得るまでの手順を説明します。

ステップ1

- ・複数人からなるボランティア団体の【会員名簿】を作成します。
- ・また、ボランティア団体の【組織規約（会則）】を作成します。

ステップ2

- ・飼い主のいない猫の管理を行う場所（給餌場所）を決めます。
- ・その場所の【土地管理者の確認書】（別紙1）をもらいます。
- ・その場所の対象となる猫の数や状況（性別、毛色、名前、特徴、手術の有無等）を把握し、【管理猫の一覧表】を作成します。

ステップ3

- ・飼い主のいない猫の管理を行う場所が所属・隣接する、町会（自治会）を把握します。
- ・当該【町会の代表者から活動への確認書】（別紙2）をもらいます。
- ・当該町会内にボランティア団体会員が一部在住することを【会員名簿】で確認します。

ステップ4

「飼い主のいない猫対策支援事業活動申請書」（別紙3）を江戸川保健所生活衛生課に提出し、上記で準備した【会員名簿】、【組織規約】、【土地管理者の確認書】、【町会の確認書】、【管理猫の一覧表】を添付します。

ステップ5

ボランティア団体が、初めて当該町会と、飼い主のいない猫支援事業を行う場合は、ボランティア団体、猫の管理を行う場所の土地管理者、町会、江戸川保健所の四者で会合を行い、活動についての合意を確認します。

以上のステップが終了して、はじめて当該の管理を行う場所の猫について、1頭ずつ手術助成金の申請を行うことができます。

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

江戸川区飼い主のいない猫管理場所届出書

江戸川区長 殿

団 体 名

団体代表者 住 所

氏 名

下記のとおり土地管理者の了承を得ましたので、飼い主のいない猫対策支援事業における猫の管理場所として届け出ます。

なお、下記管理場所での活動については、当該地区の町会（自治会）にも説明をしています。

土地管理者 確認書

上記活動団体が地域理解のもと責任を持って飼い主のいない猫を管理する限りにおいて、下記の場所での活動を土地管理者として認めます。

猫を管理する場所

土地管理者 氏名

土地管理者 電話

当該場所の猫の管理状況票を添付してください

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

江戸川区飼い主のいない猫対策支援事業 町会（自治会）確認書

江戸川区長 殿

団 体 名

団体代表者 住 所

氏 名

下記のとおり、飼い主のいない猫対策支援事業における、町会（自治会）の活動理解を得ましたので、報告します。

町会（自治会） 確認書

上記活動団体が地域合意のもと責任を持って飼い主のいない猫を管理する限りにおいて、町会（自治会）として、団体の活動を認めます。

町会・自治会名

代表者住所

代表者氏名

代表者電話

第 7 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

江戸川区飼い主のいない猫対策支援事業活動申請書

江戸川区長 殿

団体名

団体代表者 住所

氏名

電話番号 ()

江戸川区飼い主のいない猫対策支援事業に基づき、活動を申請します。

添付書類

- ・ 組織の規約書
- ・ 会員名簿
- ・ 飼い主のいない猫対策支援事業 町会（自治会）確認書
- ・ 飼い主のいない猫の管理場所届出書
- ・ 飼い主のいない猫の管理状況